令和3年1月20日開会

第722回むつ市教育委員会

< 目 次 >

議案第1号 教育財産の廃止について (総務課)

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 令和2年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について(総務課)
- 報告第2号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(人工林間伐)の終了届について(生涯学習課)
- 報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

< その他 >

議案第1号

教育財産の廃止について

教育財産の廃止について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和3年1月20日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

旧畑小中学校に係る学校用地を売却するため、当該学校用地を用途廃止し、普通 財産として市に所管替えするため。

1 教育財産の名称

旧畑小中学校に係る土地及び建物

2 対応

普通財産への引継ぎ

3 時期

令和3年3月予定

旧畑小中学校 土地 所管替えについて (教育財産から普通財産へ)

1. 概要

場 所 : むつ市川内町家ノ辺 旧畑小中学校

土 地 : むつ市川内町家ノ辺100番87 2,235㎡

売却先 : 青森県下北地域県民局

目 的 : 下北地域広域避難路確保対策事業(川内佐井線 通年通行確保)

除雪ステーション建設のため

2. 経緯

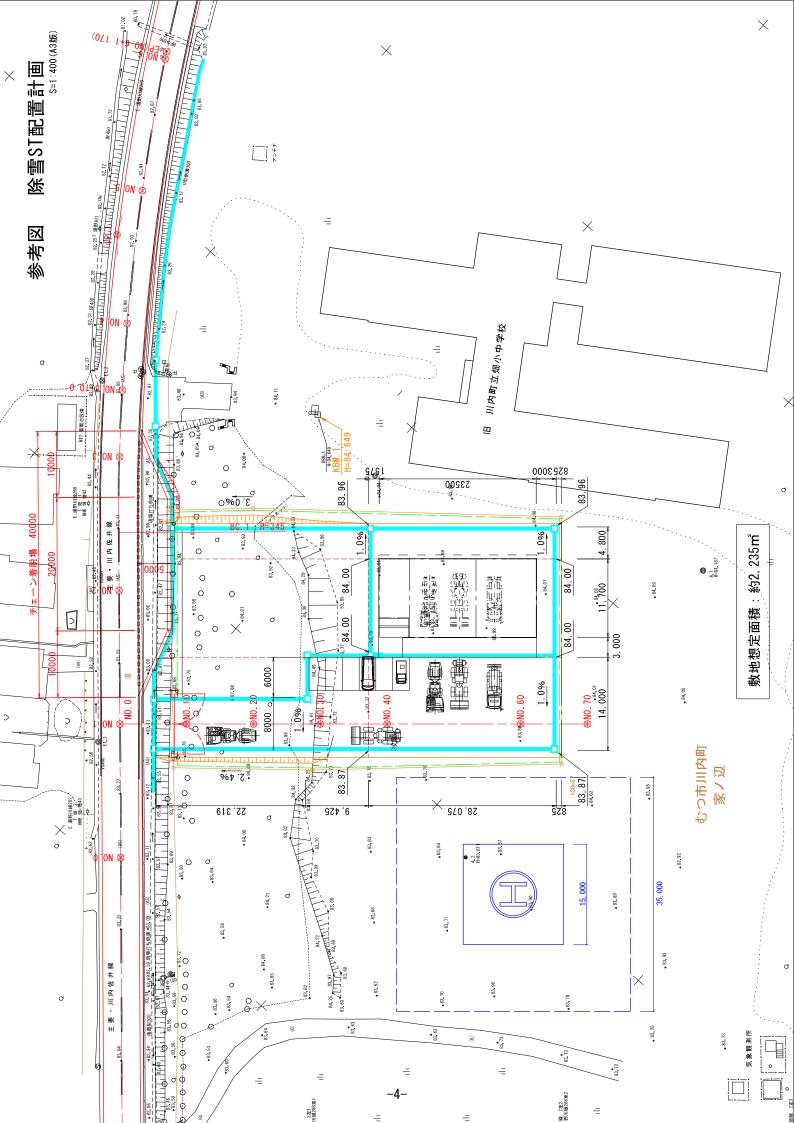
平成12年 畑小中学校 閉校

令和2年1月 青森県下北地域県民局 より買収申入れ

令和2年度中 青森県へ売却予定のため、教育財産から普通財産へ

※ 令和2年度青森県発注測量実施済み

3. 参考資料



報告第1号

令和2年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について

市内小中学校および市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を決定したので報告します。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育業背の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成7年度から実施しております。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰 表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品 等の寄贈者、寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、 スポーツまたは文化活動における優秀者に対して表彰状を授与しており ます。

●令和2年度受賞者

感謝状 16名 表彰状 52名

●令和2年度表彰式

令和3年2月15日(月) 午後3時から むつ市中央公民館講堂

報告第2号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(人工林間 伐)の終了届について

令和2年9月8日付け、2受文庁第4号の759により文化庁長官から同意された現状変更(人工林間伐)について、令和2年12月23日付、2下北管第425号-3で下北森林管理署長より、文化庁長官宛ての終了届が提出されたため進達した。

- ●同意内容 人工林の間伐
- ●実績 当初計画どおり409本を伐木



2下北管第425号-3 令和2年12月23日 2.12.24

むつ市教育委員会 教育長 氏家 剛 殿

東北森林管理局 下北森林管理署長 小松信人 1

天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の現状変更の終了について

令和 2 年 10 月 1 日付けむ教生第 106 号をもって通知のあったことについて、事業が終了したので別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

担当:業務グループ(経営担当)

電話: 050-3160-5885 または0175-22-1131



文化庁長官殿

東北森林管理局

下北森林管理署長 小松信/



天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の現状変更の終了について

令和2年9月8日付け2受文庁第4号の759をもって同意のあったことについて、事業が終了したので別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

担当:業務グループ(経営担当)

電話: 050-3160-5885 (IP)

または0175-22-1131

別紙

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 天然記念物「下北半島のサルおよびサル生息北限地」
- 2 現状変更等に係る地域の地番 青森県むつ市脇野沢字源藤城(げんとうしろ)国有林 983 林班つ 3 小班
- 3 現状変更等の内容及び実施の方法 人力チェンソーによる立木の伐採を実施
- 4 現状写真(1) 着工前









(2) 着工後









む教生第 239 号 令和 3 年 1 月 5 日

青森県教育委員会 教育長 和嶋 延寿 様

> むつ市教育委員会 教育長 氏家



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地 現状変更(人工林間伐)の終了届について(進達)

標記の件について、東北森林管理局下北森林管理署長より提出された文書を、別添のとおり文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課 森田 賢司 LL 0175-22-1111(内線 3142) FAX 0175-22-1488



む 教 生 第 239 号 令和 3 年 1 月 5 日

文化庁長官 宮田 亮平 様

むつ市教育委員会 教育長 氏家



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地 現状変更に係る終了届について(進達)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の下記現状変更について、東北森林管理局下北森林管理署長より終了届が提出されましたので、別添のとおり進達します。

記

令和2年9月8日付、2受文庁第4号の759で同意された 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(人工林間伐)

> 担当:むつ市教育委員会 生涯学習課 森田 賢司 Tol. 0175-22-1111(内線 3142) FAX 0175-22-1488

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

1. 教育委員会の対応

- R3.1. 5 感染予防対策の徹底について
- R3.1.12 緊急事態宣言発令に係る対応について
- R3.1.13 むつ保健所管内における新型コロナウイルス感染者の発生について

市内小中学校長 各位

むつ市教育委員会 教育長 氏家 剛 (公印省略)

感染予防対策の徹底について

このことについて、学校現場に大きな混乱が生じることなく新しい年を迎えることが出来ましたことは、皆さまの御尽力のたまものであり、このことに衷心より感謝申し上げます。

しかしながら、現在の国内における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、連日 1日当たりの感染者が3,000人を超え、大都市圏を中心として日本全域で拡大を 続けている状況にあります。県内においても、県立高校においてクラスターが発生し、 その影響が複数校に波及する等、教育現場に大きな影響を与えている状況にあります。

当市においても「いつ感染者が発生してもおかしくはない」という状況にあることを再度強く認識し、冬季休業終了後の学校活動において文部科学省の「衛生管理マニュアルVer.5」及び青森県教育委員会の「県立学校新型コロナウイルス感染症Q&A」を参考に、感染予防対策を徹底していただきたいと存じます。

特に、これまでも実施していただいておりますが、日常の検温を含めた体調管理、 校内活動中のマスクの着用(体育の授業、部活動に関しては「衛生管理マニュアルV er. 5の41頁、51頁を参照してくださいますようお願いいたします。」)、手指 消毒、身体的距離の確保等については、徹底して実施するよう児童生徒及び教職員等 へ改めて指導していただきますようお願い申し上げます。

また、今後イベント及び式典等の開催が予定されていることと存じますが、これら についても集団感染リスクへの対応等十分検討していただいた上で、実施する場合は 感染予防対策を十分に講じ、実施していただきますようお願い申し上げます。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ 電 話 22-1111 (内線3116) 各小中学校校長様

むつ市教育委員会 教育長 氏家 剛 (公印省略)

緊急事態宣言発令に係る対応について

令和3年1月8日から東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき緊急事態措置実施地区に指定されたことに伴い、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の考え方との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

前回の通知以降における、新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、考え方を別紙のとおり変更いたします。変更点としては、緊急事態措置実施地区からの転入生に係る出席停止措置の実施及び県外在住者との接触の取扱いとなっております。

各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

緊急事態措置実施地区はもとより、その他の地域への移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、本通知に伴う変更は「当面の間」とし、今後の考え方につきましては、国内での感染の状況や政府の対応により判断し、通知することとなります。

現在、むつ市では「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」を「感染者多数発生地域」と判断しております。本地域の判定については別紙にて確認方法を記載しておりますが、ご不明点がある場合は、教育委員会までお問い合わせください。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ 電 話 22-1111 (内線3116)

市教育委員会からの通知に係る今後の考え方について

対象	行動内容	12月9日からの考え方	1月12日からの考え方	変更点
児童生徒(在校生)	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十 分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判 断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への <mark>不憂不急の</mark> 旅行 は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅 行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への不要不急の旅行は、極力控えること。 関外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	検温	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	変更なし
	マスク	学校教育活動においては、 原則マスクを着用。	学校教育活動においては、 原則マスクを着用。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告 及び体調管理に留意すること。	変更なし
児童生徒(転入生)	むつ市内への転入	県外からの転入者に関しては、口頭により担任へ報告し、 体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区から転入した児童生徒については、2 週間の出席停止とし、不要不急の外出を自粛すること。 それ以外の県外からの転入者に関しては、体調管理に留意 すること。	一律担任への口頭報告 「 緊急事態措置実施地区からの 転入者に関しては2週間出席停止 その他の者は体調管理に留意。
県費負担教職員	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への不要不息の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	出張	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報につい	変更なし
	検温	実施。 37°C以上で出勤見合わせ 出動困難休暇。	実施。 37 [°] C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については 出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確 認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告を し、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	各自慎重に判断 「製急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については可能な限り自粛
学校給食調理員 学校給食作業員	私用旅行	分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 がしただし、感染者多数発生地域※2への不要不急の旅行 は、自粛すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	検温	実施。 37°C以上で出動見合わせ 出動困難休暇。	実施。 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については 出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確 認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告を し、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	各自慎重に判断 し 関 緊急事態措置とからの家族、 親族の来訪については可能な限り自 粛
スクールサポーター 小中一貫教育非常 動講所員 学校開務員 外国語指導助手	私用旅行		県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への不要不急の旅行は、自粛すること。 男外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については 出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確 認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告を し、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	各自慎重に判断 し 緊急事態措置実施地区からの家族、 親族の来訪については可能な限り自 粛

対応変更

対象	行動内容	12月9日からの考え方	1月12日からの考え方	変更点
(参考)むつ市職員	私用旅行	分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	出張	その他の県外の出張については、出張先の感染情報につ	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報につい て十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ 可とする。	変更なし
	他地域在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の 確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属 長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については 出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確 認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長 及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	各自慎重に判断 緊急事態措置実施地区からの家族、 親族の来訪については可能な限り自 粛
	検温	37℃以上で出勤見合わせ	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし

- ※1「むつ市を含む下北」とは「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村」を言う。
- ※2「感染者多数発生地域」とは「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」をいう。 検索サイトで「新型コロナ 感染状況のステージと6指標」と検索し、「新型コロナ 感染状況のステージと6指標 Yahoo! JAPAN」を選択。 画面上部の「新規報告数」をクリックすることで確認が可能。 上記のサイトにおいて数値が「15.00」以上である都道府県が該当。

- (注意1) 市外出張、市外旅行を実施する際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を活用するよう御協力をお願いいたします。
- (注意2)接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

む教総第3011号 令和3年1月13日

小中学校校長 各位

むつ市教育委員会 教育長 氏 家 剛 (公印省略)

むつ保健所管内における新型コロナウイルス感染者の発生について

本日、むつ保健所管内において新型コロナウイルス感染者の発生が下記とおり確認されました。

つきましては、令和2年7月20日にお示しした「新型コロナウイルス感染者が発生した場合のフロー」に基づき対応していただくこととなりますので、校長各位におかれましてはご確認をお願いいたします。

また、むつ保健所管内において感染者が発生した事実を受け止め、これまでも実施していただいておりますが、日常の検温を含めた体調管理、校内活動中のマスクの着用(体育の授業、部活動に関しては「衛生管理マニュアルVer.5」の41頁、51頁参照)、手指消毒、身体的距離の確保等については、徹底して実施するよう児童生徒及び教職員等に対し改めてご指導くださいるようお願いいたします。

なお、本市においては「Good Neighborhood Project」を推進しております。教職員のの皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る職務上知り得た情報はもとより、インターネットやSNS等で取得した情報についても、拡散するといった行為は厳に慎み、常に人権意識持ち、一人ひとりが、教育公務員としての自覚を持って職務を遂行してくださるようお願いいたします。

記

対象者 30代 男性

学校との関係性 学校関係者ではないことを確認済

学校の対応 学校関係者ではないことから、各校とも通常の学校活動を実施

以上

【担当】

事務局総務課総務・学務グループ 電話22-1111(内線3116)